

発議第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び廿日市市議会会議規則（昭和63年議会規則第1号）第14条の規定により、廿日市市議会委員会条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和6年12月3日

廿日市市議会議長 新田 茂美 様

提出者	廿日市市議会議員	岡 本 敏 博
賛成者	〃	坂 本 和 博
〃	〃	山 下 竜太郎
〃	〃	吉 屋 智 晴
〃	〃	大 崎 勇 一
〃	〃	山 口 三 成
〃	〃	中 島 康 二
〃	〃	井 上 佐智子
〃	〃	徳 原 光 治
〃	〃	高 橋 みさ子

廿日市市議会委員会条例の一部を改正する条例

廿日市市議会委員会条例（昭和63年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「7人」を「9人」に改め、同項第2号中「7人」を「9人」に、「及び厚生」を「、厚生、衛生及び環境」に改め、同項第3号中「環境産業常任委員会」を「産業建設常任委員会」に、「7人」を「9人」に、「衛生及び公害」を「土木、建築及び都市計画」に改め、同項第4号を削る。
第24条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

廿日市市議会議員定数条例の改正により議員定数を27人に改めたことに伴い、常任委員会の数、名称、委員の定数及び所管を改めるほか、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(発議第 6 号説明書)

廿日市市議会委員会条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

廿日市市議会議員定数条例の改正に伴い、常任委員会の数、名称、委員の定数及び所管を改めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 常任委員会の数を 4 常任委員会から 3 常任委員会とし、各常任委員会の委員定数を 7 人から 9 人に改める。
- (2) 文教厚生常任委員会が所管する教育、文化及び厚生に属する事項に衛生及び環境に属する事項を加える。
- (3) 環境産業常任委員会の名称を産業建設常任委員会に改め、建設常任委員会を削り、衛生及び公害を土木、建築及び都市計画に改める。
- (4) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方自治法

第 109 条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

- ⑨ 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

発議第7号

核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和6年12月19日

廿日市市議会議長 新田 茂美 様

提出者	廿日市市議会議員	中 島 康 二
賛成者	〃	坂 本 和 博
〃	〃	水 野 善 丈
〃	〃	広 畑 裕一郎
〃	〃	林 忠 正
〃	〃	山 田 武 豊
〃	〃	岡 本 敏 博

核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書（案）

ウクライナに軍事侵攻したロシアが核兵器の使用をちらつかせるなどの威嚇を行い、人類は、かつてないほどの核の脅威にさらされている。

こうした中、核廃絶を求める世界の声は高まりを見せており、核兵器の開発や保有、使用などを禁止する核兵器禁止条約の締約国は、発効から3年が経過し、署名は94か国・地域、批准は73か国・地域に達した。（令和6年9月末時点）

日本はこの条約に対し、批准をしていないが、「核廃絶の出口に当たる重要な条約である」と高く評価している。未批准国もオブザーバーとして参加する権利があり、一昨年6月に開かれた核兵器禁止条約の初めての締約国会議には、NATO加盟国であるノルウェー、ドイツなどがオブザーバーとして参加し、昨年11月に開かれた第2回の締約国会議には35か国がオブザーバー参加するなど、国際的な広がりを見せている。

来年は広島・長崎に原爆が投下され80年を迎える節目の年である。

今もなお核兵器使用のリスクに世界が直面する中で、唯一の戦争被爆国であり、核保有国と非保有国との橋渡しを目指す日本が、多くの非保有国で構成される締約国会議にオブザーバー参加することにより、非保有国と意思疎通を図り、そのメッセージを核保有国に伝える重要な役割を果たすことができる。

また、締約国の中には、カザフスタンのように過去に核実験が行われた国もあり、こうした国の被爆者への医療支援などに、日本の様々な知見や経験を役立てることもできる。

さらに、今年12月には、被爆者の全国組織である日本被団協（日本原水爆被害者団体協議会）が、原水爆禁止、核兵器廃絶を長年訴え続けた活動が評価され、ノーベル平和賞を受賞したことは、世界への強いメッセージとなっている。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器をめぐる情勢が混迷の様相を呈

する今こそ、核廃絶の議論を前に進めるため、来年3月に予定されている次回の締約国会議にオブザーバー参加されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

衆議院議長	額 賀 福志郎
参議院議長	関 口 昌 一
内閣総理大臣	石 破 茂
外務大臣	岩 屋 毅